

市税の納付



市税はいつ納めたらよいのでしょうか。



市税は、税目ごとにその納期が次のように定められており、その納期内にそれぞれの税を自主的に納めていただくことになっています。

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市民税・県民税・森林環境税	普通徴収			1期		2期		3期			4期			
	公的年金からの特別徴収	仮徴収 ①		仮徴収 ②		仮徴収 ③		本徴収 ①		本徴収 ②		本徴収 ③		
		今年4月1日現在65歳の方 (6月は普通徴収1期、8月は普通徴収2期)							本徴収 ①		本徴収 ②		本徴収 ③	
	給与からの特別徴収	徴収月の翌月の10日まで(6月から徴収が始まり、翌年5月までの12回)												
法人市民税	確定申告	事業年度終了後2カ月以内												
	中間申告	事業年度開始後6カ月を経過した日から2カ月以内												
固定資産税・都市計画税			1期		2期						3期		4期	
軽自動車税(種別割)			全期											
市たばこ税		売り渡した月の翌月末日まで												
※特別土地保有税	保有分		全額											
	取得分					全額							全額	
事業所税	個人	翌年の1月以降3月15日まで												
	法人	事業年度終了後2カ月以内												
国民健康保険税	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
	特別徴収	各年金支給月に徴収(公的年金より差し引き)												

- ※ 特別土地保有税は、平成15年度分から新たな課税を停止しています。
- ※ 納期限は各納期の末日ですが、その日が土曜日、日曜日、祝日等にあたる時は、その翌日が納期限となります。
- ※ 公的年金にかかる市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税の特別徴収は、対象年金支給日に徴収されます。
- ※ 定額減税については42ページをご参照ください。



銀行などの金融機関以外で税金を納める方法はどのようなものがありますか。



口座振替制度をご利用いただくと、一度手続きすれば、納期限日に指定する口座から自動的に振り替えて納付されますので、ぜひ積極的にご利用ください。

また、取扱コンビニエンスストアでも納付が可能です。さらに、納付書のバーコードや「eL-QR」をスマートフォンで読み取り決済する方法もあります。スマートフォン決済は、ご自宅にしながら納付することができます。

1 口座振替による納付方法

口座振替は、一度手続きすれば納期限日に指定する口座から自動的に振り替えて納付されますので、「うっかりして支払いを忘れてしまった」を防ぐことができます。

■口座振替が利用できる税目

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

■口座振替の申込みについて

「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印（金融機関届出印）のうえ、市役所へ郵送または、市役所、北部・南部出張所、指定金融機関等の窓口へお申し込みください。

※「口座振替依頼書」は上記窓口に備えております。

また、納税通知書（軽自動車税以外）にも添付しています。



市 HP
(市税等の
口座振替)

■お申し込みいただいた翌月以降（3～5月は翌々月以降）の納期分から口座振替を開始します。また、振替日は各納期の納期限日です。

■一度お申し込みいただきますと、毎年継続します。ただし、次の場合は改めてお申し込みが必要です。

- ・お申し込み後に市外へ転出し、その後、市内へ再転入した場合
- ・固定資産税・都市計画税…相続や贈与などにより資産の所有者（共有名義も含む）に変更があった場合
- ・国民健康保険税…世帯主が変更になった場合

■固定資産税・都市計画税で本人分と共有分をお持ちの方は、それぞれのお申し込みが必要になります。

■取扱金融機関

埼玉りそな銀行・本支店
みずほ銀行・本支店
三菱UFJ銀行・本支店※
三井住友銀行・本支店※
りそな銀行・本支店
群馬銀行・本支店
足利銀行・本支店
常陽銀行・本支店※

武蔵野銀行・本支店
千葉銀行・本支店
東和銀行・本支店
栃木銀行・本支店
東日本銀行・本支店
埼玉縣信用金庫・本支店
川口信用金庫・本支店
青木信用金庫・本支店

東京東信用金庫・本支店
足立成和信用金庫・本支店
城北信用金庫・本支店
中央労働金庫・本支店
越谷市農業協同組合・各支店
ゆうちょ銀行・郵便局

※三菱UFJ銀行、三井住友銀行、常陽銀行は口座振替のみ

(令和6年7月1日現在)

2 コンビニエンスストア等での納付方法

納付書にバーコードの掲載があり、かつ納期限(使用期限)内である納付書は、下記の取扱コンビニエンスストア等で納付することができます。

■取扱コンビニエンスストア等

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店 (公共料金等窓口収納サービス)
(令和6年7月1日現在)

3 納付書のバーコードからスマートフォン決済アプリを利用して納付する方法

納付書のバーコードを読み取り、納付ができるスマートフォン決済アプリは、モバイルレジ、モバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、d 払い請求書払い、auPAY (請求書支払い)、J-Coin 請求書払いとなっております。



市 HP
(スマートフォンでかんたん納税)

詳しくは右記 二次元コードから市ホームページをご確認ください。

■納付書のバーコードを利用してスマートフォン決済できる税目

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

※ バーコードを利用したスマートフォン決済 1 回の支払い上限：30万円

※ 納期限(使用期限)を過ぎた納付書は、お取り扱いできません。

4 「eL マーク」及び「eL-QR」が印字されている納付書での納付について

納付書に「eL-QR」という二次元コードと「eL 番号」が記載されている納付書は、これまでもご利用いただいている金融機関、本市独自で導入しているスマートフォン決済アプリでの納付などのほか、より多くの対応スマートフォン決済アプリ、全国の対応金融機関、地方税お支払サイトでの利用ができるようになりました。なお、対応するスマートフォン決済アプリの支払い上限金額やクレジット納付による決済手数料等は、地方税お支払サイトまたは各アプリのホームページで確認できます。



eL マーク

■納付書の eL-QR 等を利用して納付できる税目

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

※ 納期限(使用期限)を過ぎた納付書は、お取り扱いできません。

(令和6年7月1日現在)



うっかりして税金を納めるのを忘れていたところ、督促状が郵送されてきましたが、どうしたらよいでしょうか。また、このまま納めなければどうなりますか。



納期限までに納付の確認がとれない方には、「督促状」にてお知らせします。督促状が届いた場合は、速やかに取扱金融機関、コンビニエンスストア等または市役所もしくは北部・南部出張所で納付してください。

また、スマートフォンを利用した電子納付も可能です。



■納付書がお手元がない場合や事情により納付できない場合は、収納課まで連絡してください。

■納期限までに納付がない場合や、納期限に口座振替ができなかった場合には、納期限翌日から納付の日までの期間に応じて「延滞金」を本税に加算して納付していただくことになります。

さらに、「督促状」にも応じてもらえず、滞納状態を放置されますと、必要に応じて財産調査をし、その財産（不動産、預貯金等）を「差押え」するなどの滞納処分を受けることにもなります。

■滞納処分で差押えとなった不動産・動産などの差押財産は、金銭に換えるために「公売」を行い、滞納となっている市税に充当することになります。

■また、債権（預貯金、給与等）についても、差押えした場合は金銭に換えて同じく市税に充当することになります。

市税の滞納は、市の財政運営に支障をきたすことになります。また、督促発送等の事務処理のためにも多くの時間と費用が必要となり、これらの費用もすべて税金から支出されることになります。「納期内納付」をお守りいただきますようお願いいたします。



税金を納め過ぎたことがわかった場合は、どうすればよいのでしょうか。また、納期内に納め忘れてしまった場合に、延滞金はかかりますか。



税金を納め過ぎた場合は、納付が確認でき次第、お返しします。

具体的には、市役所から「過誤納金還付請求書」をお送りしますので、口座振込をご希望の場合は、氏名、口座番号などを記入のうえ返送してください。市役所で直接受け取ることもできます（条件や必要書類等は、請求書に同封する案内をご確認ください）。

また、納期内に税金を納めていただけない場合には、延滞金が加算されることとなります。

本税額（1,000 円未満の端数があるとき、またはその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます）に、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については 7.3%）の割合の範囲内で計算された延滞金をあわせて納付いただくこととなっています。

平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合は、年単位（1 月 1 日～12 月 31 日）で、以下のとおり適用することになります。

1. 平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

- ・ 納期限の翌日から 1 月を経過する日まで…年 7.3%と特例基準割合 + 1%のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 1 月を経過した日以降…年 14.6%と特例基準割合 + 7.3%のいずれか低い割合

2. 令和 3 年 1 月 1 日以降の期間

- ・ 納期限の翌日から 1 月を経過する日まで…年 7.3%と延滞金特例基準割合 + 1%のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から 1 月を経過した日以降…年 14.6%と延滞金特例基準割合 + 7.3%のいずれか低い割合

※ 特例基準割合

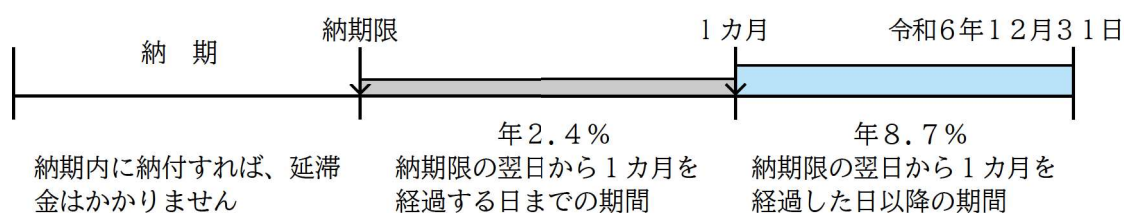
前年の 12 月 15 日までに租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合（前々年の 10 月から前年の 9 月までの国内銀行新規短期貸出約定平均金利）に 1%の割合を加算した割合

※ 延滞金特例基準割合

前年の 11 月 30 日までに租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合（前々年の 9 月から前年の 8 月までの国内銀行新規短期貸出約定平均金利）に 1%の割合を加算した割合

※ 令和 3 年 1 月 1 日から「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」へ名称変更されました。

・ 令和 6 年中の延滞金の割合



※ 令和 7 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合等は、令和 6 年 1 2 月中に確定する予定です。

・ 延滞金の計算方法

$$\boxed{\text{延滞金}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\text{率}} \times \boxed{\frac{\text{延滞した日数}}{365}}$$

< 事例 >

令和 6 年度の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）の第 2 期分（9 月 2 日納期限分）52,500 円を納付するのを忘れ、1 2 月 2 7 日に納めた場合

$$52,000 \text{ 円} \times 0.024 \times \frac{30}{365} + 52,000 \text{ 円} \times 0.087 \times \frac{86}{365}$$

= 1,167 → 1,100 円（100 円未満切り捨て）

上記の計算により、本税 52,500 円と延滞金 1,100 円の合計 53,600 円が納めていただく金額になります。



※ 市民税・県民税・森林環境税第 2 期分の場合